兵庫県公報

令和７年４月８日　火曜日　　第 606 号

発　行　人
兵　庫　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）…… 1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止及び休止の届出（同）…… 2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）…… 3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）…… 3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）…… 4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）…… 5
○ 指定市町村事務受託法人の指定（高齢政策課）…… 5
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）…… 5
○ 同　　上（同）…… 6
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）…… 6
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）…… 6
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（治山課）…… 7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）…… 7
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）…… 8
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…… 9

公　　告

○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）…… 9
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）…… 9
○ 落札者等の公示（阪神南県民センター）…… 10
○ 入札公告（西播磨県民局）…… 11
○ 同　　上（同）…… 20

病院局告示

○ 平成24年兵庫県病院局告示第２号（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部改正 …… 29

収用委員会告示

○ 裁決手続の開始の決定 …… 30

正　　誤

○ 令和７年３月25日付け兵庫県公報第602号中 …… 33

告　　示

兵庫県告示第328号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

指定医療機関

名　称	所在地	指定年月日
芦屋ファミリークリニック形成外科皮フ科	芦屋市公光町11―８号　宝盛館ビル西棟１階	令和７年２月１日
はぐるまデンタルクリニック	同　市宮塚町12―21芦屋宮塚ビル１Ｆ北	同　年３月１日
きりん薬局伊丹店	伊丹市南本町７―１－15　エクセル新伊丹１階	同
訪問看護クオッカ	同　市舩原１―３―10―23	令和７年２月１日
河原歯科医院	豊岡市城崎町桃島1292―６	同
つなぐ薬局尾上店	加古川市尾上町池田字美サシ799―４	同
医心館　訪問看護ステーション加古川	同　　市加古川町北在家2315―１	同
訪問看護ステーション　くらうん	同　　市平岡町新在家876―８	令和７年１月１日
にじの木薬局	宝塚市中野町１―５　メディカルテラス宝塚１階	同　年３月１日
訪問看護ステーション　かたつむり宝塚中山店	同　市売布東の町20―17	同　年２月１日
たなごごろ訪問看護ステーション	高砂市阿弥陀町阿弥陀1983	同
阪本耳鼻咽喉科医院	川西市栄根２―16―３	令和７年１月29日
三田さかいクリニック	三田市天神１―１―12	同　年１月４日
医療法人社団博祐会　サンダデンタルクリニック	同　市あかしあ台５―32―１ウッディ殿ビル３階303号室	同　年２月１日
コスモス調剤薬局　すずかけ台店	同　市すずかけ台１―14	同　年１月14日
訪問看護ステーションスイッチオン三田	同　市南が丘２―６―12	同　年２月10日
ファイン調剤薬局	丹波市山南町谷川537―１	同　年１月20日
訪問看護ステーション　つばさ	たつの市龍野町富永1005―61　キョーリツビル２階５号	同　年２月１日

兵庫県告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、次の指定医療機関から廃止及び休止の届出があった。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　廃止の届出があった指定医療機関

名　称	所在地
芦屋ファミリークリニック形成外科皮フ科	芦屋市公光町11―８号　宝盛館ビル西棟１階
井上整形外科	伊丹市西野１―75
河原歯科医院	豊岡市城崎町桃島1292―６
有限会社　神野調剤薬局	加古川市新神野７―４―12新神野ビル１Ｆ
ティエス調剤薬局　尾上店	同　　市尾上町池田字美サシ799―４
にしいち調剤薬局　宝塚店	宝塚市野上１―１―７
にしいち調剤薬局　ゆずり葉台店	同　市ゆずり葉台３―１―１
キリン堂薬局　川西丸の内店	川西市火打１―24―８
イオン薬局小野店	小野市王子町868―１
三田さかいクリニック	三田市天神１―１―12
宮内歯科医院	同　市あかしあ台５―32―１ウッディ殿ビル３Ｆ
コスモス調剤薬局　すずかけ台店	三田市すずかけ台１―13
さつき薬局　春日店	丹波市春日町国領937
井口歯科医院	たつの市新宮町新宮381―３
ファイン調剤薬局	丹波市山南町谷川546―２
よつば訪問看護ステーション	加古郡播磨町西野添５―２―３　ファミーユ蓮池103

２　休止の届出があった指定医療機関

名　称	所在地
金村医院	高砂市米田町米田103―１

兵庫県告示第330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

辞退の届出があった指定医療機関

名　称	所在地
くりやま内科	宝塚市中州２―６―31

兵庫県告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　名称等の変更の届出があった指定介護機関

名　称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
訪問介護ステーション　サンフォレスタ	三木市別所町小林681―６	医療法人社団朋優会	三木市志染町吉田1213―１	所在地
花音	川西市緑台６―２―53	株式会社花音	川西市緑台６―２―53	同　　上

２　廃止の届出があった指定介護機関

名　称	所在地	開設者	開設者所在地
ティエス調剤薬局尾上店	加古川市尾上町池田字美サシ799―４	株式会社ティエスプラン	明石市朝霧町３―15―12

兵庫県告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術者の住所又は施術所及び所在地	指定年月日
岡尾　昌慈	伊丹市北園１―８―１	令和７年２月27日
藤田　晃正	加古川市加古川町北在家2613　ジュネス北在家202	同　　月 21日
丹下　大輔	同　　市加古川町友沢319―２	同
中本　純	同　　市加古川町本町401―１―202	同
谷　頼空	宝塚市中筋４―８―５	令和７年３月１日
佐々木　夏代	高砂市阿弥陀町魚橋1110―２	同　　年２月 28日

冨鶴　勇輝	川西市緑台２―１―50	同　　年３月１日
大出　巧	三田市富士が丘４―20―５	同　　月　10日
南原　真樹子	同　市上井沢600　ドミール広野205	同
吉田　翔哉	丹波市氷上町本郷163	令和７年３月１日

兵庫県告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項において準用する同法第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和７年４月８日

兵庫県知事　　齋　藤　元　彦

廃止の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地
平田　一馬	にしはら鍼灸整骨院	豊岡市九日市中町162―２

兵庫県告示第334号

介護保険法（平成９年法律第123号）第24条の２第１項に規定する指定市町村事務受託法人として、次のとおり指定した。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　事務所の名称及び所在地
　名　称　キャリアリンク株式会社大阪支店
　所在地　大阪府大阪市北区梅田二丁目２番２号　ヒルトンプラザウエストオフィスタワー15階
２　事務所を設置している法人の名称及び主たる事務所の所在地
　名　称　キャリアリンク株式会社
　所在地　東京都新宿区西新宿二丁目１番１号
３　指定年月日
　令和７年４月１日

兵庫県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

東播用水土地改良区
　退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	大　塚　浩　洋	三木市口吉川町里脇476番地

兵庫県告示第336号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

八幡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
監　事	福　永　和　俊	姫路市船津町2492番地
同	東　郷　耕　造	同　市船津町2885番地５
同	塩　谷　重　信	同　市船津町1480番地

兵庫県告示第337号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

玉瀬土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	下　西　利　夫	宝塚市玉瀬字樋口15番地
同	林　　五　郎	同　市玉瀬字林下５番地
同	松　尾　征　男	同　市玉瀬字下池垣内24番地
同	中　井　　二	同　市玉瀬字下池垣内６番地
同	後　中　　優	同　市玉瀬字新開３番地
同	前　中　　稔	同　市玉瀬字甚太夫垣内14番地
同	福　田　俊　治	同　市玉瀬字牛クラヒ41番地
同	乾　　利　弘	同　市玉瀬字広畑13番地
同	松　本　一　弘	同　市玉瀬字下池垣内29番地
監　事	森　辻　保　仁	同　市玉瀬字牛クラヒ26番地
同	今　中　　・	同　市玉瀬字甚太夫垣内37番地の２
同	池　西　浩　一	同　市玉瀬字西古野１番地の51

就任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	下　西　利　夫	宝塚市玉瀬字樋口15番地
同	今　西　　理	同　市玉瀬字牛クラヒ４番地の４
同	今　下　博　之	同　市玉瀬字甚太夫垣内22番地
同	中　井　　二	同　市玉瀬字下池垣内６番地
同	池　西　　実	同　市玉瀬字新開21番地
監　事	森　辻　保　仁	同　市玉瀬字牛クラヒ26番地
同	中　間　俊　彦	同　市玉瀬字川端17番地

兵庫県告示第338号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第４項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

八幡土地改良区

氏　　名	住　　所
福　永　　一	姫路市船津町2561番地
平　石　信　幸	同　市船津町2096番地２
小　田　敏　美	同　市船津町2488番地
平　石　　満	同　市船津町2850番地
平　石　頼　夫	同　市船津町2861番地１
西　村　弘　明	同　市船津町1488番地
松　岡　吉　博	神崎郡福崎町南田原392番地４

兵庫県告示第339号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市千種町岩野辺字内海177の51、177の158、字荒尾521の153、521の154、字室谷714の１、714の26、714の27

２　保安林として指定された目的

水源の涵（かん）養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第340号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第５条第１項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　申請の概要

⑴　申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社カネカ高砂工業所

高砂市高砂町宮前町１番８号

高砂工業所長　落　合　計　夫

⑵　工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社カネカ高砂工業所

高砂市高砂町宮前町１番８号

⑶　特定施設に関する事項

種　　類		33号ハ　遠心分離機（Ｎｏ．１）		33号ハ　遠心分離機（Ｎｏ．２）	
能　　力		312m³／日		408m³／日	
工事着手予定年月日		許可後		同　左	
工事完成予定年月日		着手後６箇月		同　左	
使用開始予定年月日		完成後		同　左	
使用時間の間隔及び１日当たりの使用時間		24時間連続		同　左	
使用時間の季節的変動の概要		な　し		同　左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区　　分	通　常	最　大	通　常	最　大
	水素イオン濃度（水素指数）	５～６	３～６	５～６	３～６
	化学的酸素要求量（単位　mg／L）	60	60	41.5	50
	浮遊物質量（単位　mg／L）	200	200	179	250
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位　mg／L）	12	12	—	—
	窒素含有量（単位　mg／L）	２	２	２	２
	燐（りん）含有量（単位　mg／L）	0.1	0.1	0.1	0.1
	塩化ビニルモノマー（単位　mg／L）	0.37	0.37	0.37	0.37
	ダイオキシン類（単位　pg-TEQ／L）	0.5未満	0.5未満	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量（単位　m³／日）		170	170	182	270

備考　既設特定施設を廃止するとともに、使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

２　縦覧の期間及び場所

⑴　期間　令和７年４月８日から同月29日まで

⑵　場所　兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課

兵庫県告示第341号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県土木部河川整備課及び阪神南県民センター尼崎港管理事務所に備え置いて、令和７年４月８日から２週間縦覧に供する。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　河川の名称

二級河川武庫川水系武庫川

２　廃川敷地等が生じた年月日

令和７年４月８日

３　廃川敷地等の位置

尼崎市武庫川町四丁目113番の一部

４　廃川敷地等の種類及び数量

種類　土地

数量　195.59平方メートル

兵庫県告示第342号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地　　番
山脇	佐用郡	佐用町	山脇	北谷	563番の一部、564番２、564番３の一部、565番１、576番２、576番４、577番、584番、584番１、584番２、587番１から587番３まで、589番１、589番２、590番１、590番２、593番１の一部、593番５、593番６、595番４から595番７までの各一部

公　　告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、県民センター	紛失年月
農業	A307230	令和８年４月６日	神戸市	神戸県民センター長	令和５年７月

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項及び第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和７年４月８日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　アクロスプラザ三田ウッディタウン

所在地　三田市すずかけ台３番２

２　大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目３番21号	伊　藤　光　博

３　変更事項

⑴　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア　変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社キリン堂	大阪市淀川区西宮原四丁目５番36号	寺　西　豊　彦
株式会社ゲオホールディングス	名古屋市中区富士見町８番８号	遠　藤　結　蔵
株式会社ベストバイ	大阪府茨木市上郡一丁目４番14号	福　嶋　穂　高
外３者		

イ　変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社買取王国	名古屋市港区川西通五丁目12番地	嶋　本　匡　能
株式会社フジデン	大阪市北区梅田一丁目13番１号　大阪梅田ツインタワーズ・サウス19Ｆ	藤　井　壮　志
外２者		

⑵　廃棄物等の保管施設の位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

４　変更年月日

令和７年11月25日ほか

５　届出年月日

令和７年３月24日

６　届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

⑴　縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

⑵　縦覧期間

令和７年４月８日から４月間

７　意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限

令和７年８月８日

⑵　提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

落札者等の公示

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和７年４月８日

契約担当者

兵庫県阪神南県民センター長　團　野　礼　子

１　落札に係る業務の名称

（一）淀川水系昆陽川捷水路　排水機場運転管理業務

２　契約に関する事務を担当する県民局の名称及び所在地
　兵庫県阪神南県民センター　　尼崎市東難波町５―21―８
３　落札者を決定した日
　令和７年３月21日
４　落札者の名称及び住所
　明電EFS・CWO特別共同企業体
　大阪市中央区瓦町４―２―14
５　落札金額
　38,500,000円（税抜）
６　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
７　入札公告をした日
　令和７年２月４日

入札公告

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。
令和７年４月８日

契約担当者
兵庫県西播磨県民局長　城　下　隆　広

１　入札に付する事項
⑴　工事名
　治水（引）第6025-0-006号
　（一）揖保川水系引原川引原ダム　引原ダム再生建設工事（以下「本件工事」という。）
⑵　工事場所
　宍粟市波賀町日ノ原
⑶　工事概要
　工種　一般土木工事
　数量　堤体工
　　堤体嵩上げ　コンクリート打設　2,890.0　立方メートル
　　減勢工導流壁　コンクリート打設　30,946.0　立方メートル
　　洪水吐工
　　コンジット放流設備　堤体削孔　528.0　立方メートル
　　閉塞コンクリート打設　405.0　立方メートル
　　仮設工
　　仮設備工　1.0　式
　　堤体部仮設構台　1.0　式
⑷　工期（フレックス方式）
　本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。発注者が示した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。
　なお、落札候補者は資格確認資料提出時に、様式１号により工期の始期日及び終期日を通知すること。
　余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。
　また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。
　なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
　全体工期：令和13年３月25日まで
　（余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）
⑸　電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

⑹　落札方式

本件工事は、発注者が指定する項目に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）の適用工事である。

総合評価落札方式は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、契約内容に適合した履行の確実性を審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

なお、本件工事は、入札参加申込書と同時に技術提案書の提出を求める。

開札後、入札価格が低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。

⑺　週休２日制度の活用

本件工事は、原則週休２日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休２日制度」の対象工事である。

⑻　技術提案の受付

本件工事は、本契約締結後に施工方法等のＶＥ提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。

⑼　ＩＣＴの活用（発注者指定型（ＩＣＴ土工））

本件工事は、次のアからカまでの全ての施工プロセスにＩＣＴを活用するものとする。工事成績は、ＩＣＴを活用した場合に加点評価を行う。

ア　３次元起工測量

イ　３次元設計データ作成

ウ　ＩＣＴ建設機械による施工

エ　３次元出来形管理資料等の作成

オ　出来形確認及び検査

カ　納品

⑽　その他

ア　本件工事は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事」の対象工事である。

イ　本件工事は、ダム工事における配置予定技術者等の途中交代を認める試行工事である。

２　応募方法

特別共同企業体による。

３　入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記６(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

⑴　特別共同企業体の構成員の資格要件

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ　建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ　兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が一般土木工事であること。

エ　建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和７年10月下旬予定・議決日以降）まであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ　建設業法の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあっては1,200点以上、その他の構成員にあっては1,000点以上であること。

カ　平成22年度以降に、代表構成員にあっては堤高30メートル以上（共同企業体の代表構成員以外の構成員としての実績の場合は60メートル以上）の重力式コンクリートダム工事を、その他の構成員にあっては１件の請負工事完成額が１億円以上の一般土木工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。

キ　兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ　本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

⑵　特別共同企業体の資格要件

ア　特別共同企業体の構成員は３者（「代表構成員」１者、「その他の構成員」２者から構成）とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者同士は、本件工事の入札参加申込を行う同一又は他の特別共同企業体となることができない。

イ　特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値の格差が構成員中最も高い者の数値の10パーセント以内（小数点以下切り捨て）の範囲の場合にあっては、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ　特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ　特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和７年６月20日（金）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ　特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

⑶　配置技術者の要件

ア　代表構成員については、次に掲げる基準を全て満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、余裕期間制度活用工事において申込期限日に他の工事に従事している場合は、「余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領８(1)及び(2)」により取り扱うこととする。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に３か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

⑺　１級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格に加え、ダム工事総括管理技術者の資格を有すること。

⑴　平成22年度以降に完成した堤高30メートル以上の重力式コンクリートダム本体建設工事において、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る）として堤体コンクリート打設工に従事した施工実績を有すること。なお、施工実績は、堤体コンクリート打設期間が１年未満の場合は1/2以上、１年以上の場合は６か月以上従事した期間を有すること。

イ　同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ　落札者は、契約工期中、提出した入札参加資格確認資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

契約工期中は死亡、傷病、出産、育児、介護、又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

ただし、本工事は工期が５年以上と多年に及ぶため、上記の場合に加え、配置技術者の途中交代を２回まで認める試行工事とする。

配置技術者を変更する場合は、工事の継続性等を踏まえ、受注者から重複（引継）期間開始の原則、３か月以上前（発注者との協議により認められた場合はこの限りではない。）に文書による発議を行うこととし、発注者の同意が得られた場合に変更を認める。

また、受注者は、配置予定技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を文書により発注者に説明すること。

交代の条件として、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件を満足した者を配置するとともに、残工事の規模、難易度等に応じ一定期間（原則、１か月以上（発注者との協議により認められた場合はこの限りではない。））重複（引継）して工事現場に配置することとする。

⑷　現場代理人の要件

ア　建設工事請負契約書第10条第１項第１号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に３か月以上の雇用関係）がある者であること。

なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。

イ　落札者は、契約工期中、提出した入札参加資格確認資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、余裕期間制度活用工事の場合は、余裕期間内に限り他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。

⑸　技術提案書の提出に関する要件

入札参加申込時に、技術提案書を提出すること。また、その技術提案書が適正であること。

技術提案書の提出にあたっては、別に定める技術提案書作成要領により作成すること。

なお、技術提案書が不適と評価された者は、技術提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

⑹　追加資料の提出に関する要件

開札後、入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。追加資料の提出に当たっては、技術提案書作成要領により作成すること。

なお、入札価格が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の者は、追加資料の提出は不要とする。

４　契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記７(6)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

⑴　閲覧期間

令和７年４月８日（火）から同年６月25日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑵　閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）

〒678-1205　兵庫県赤穂郡上郡町光都２－25
兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課（財務担当）
電話番号　(0791)58-2108

５　入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに誓約書及び設計図書等の交付

⑴　交付期間

ア　入札説明書及び入札参加資格確認資料等
令和７年４月８日（火）から同年５月16日（金）まで
イ　誓約書及び設計図書（仕様書、図面等をいう。以下同じ。）等
令和７年４月８日（火）から同年６月25日（水）まで

⑵　交付方法
兵庫県のホームページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/）に掲示して様式等を提供する。
なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

６　入札参加の手続
本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書、入札参加資格確認資料及び技術提案書を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

⑴　提出期間
令和７年４月８日（火）から同年５月16日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）
毎日午前９時から午後５時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後１時までを除く。）

⑵　提出方法
ア　入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。
なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。
また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。
イ　入札参加の申込みに使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、（特別共同企業体の代表構成員）の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのＩＣカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとする。
ウ　入札参加資格確認資料及び技術提案書は、上記４(2)の場所に持参する。

７　入札手続等

⑴　入札期間
令和７年６月26日（木）から同月27日（金）まで
毎日午前９時から午後５時まで（６月27日（金）は正午まで）

⑵　開札日時
令和７年６月30日（月）午後１時30分

⑶　入札方法等
ア　入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。
イ　第１回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び適正と認められた技術提案書（技術提案型様式１号～５号）に係るファイルを、上記(1)の入札書受付締切日の正午までに電子入札システムを使用して送信すること。その際、入札情報サービスの公告文書等で情報提供している「工事費内訳書に活用できる様式」を原則として利用し提出すること。

⑷　追加資料の受付
ア　提出期間
令和７年７月１日（火）から同月２日（水）まで
毎日午前９時から午後５時まで
イ　提出方法
上記４(2)の場所に持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）すること。
工事名及び入札参加者名を記載して、追加資料在中と朱書した封筒に封入すること。
なお、詳細については技術提案書作成要領を参照のこと。

⑸　入札保証金及び契約保証金

要

⑹　入札に関する条件

ア　入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ　所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ　電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ　入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる１件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ　入札に使用したＩＣカードが、入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ　第１回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び適正と認められた技術提案書を提出すること。

ク　再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

⑺　初度の入札に参加して有効な入札をした者

⑴　初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ　落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

⑺　無効とする入札

ア　本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ　開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ　入札参加申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ　ＩＣカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ　下記13(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ　別紙、入札説明書11(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

キ　資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者の行った入札は無効とする。

ク　総合評価に関する技術提案について、適正と認められた技術提案書に記載した内容と異なる技術提案をもってした入札は、無効とする。

ケ　入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思がないと申告した者の行った入札は、無効とする。

コ　入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告したにもかかわらず、期限内に追加資料の全部若しくは一部を提出しない者又は白紙で提出した者の行った入札は、無効とする。

８　総合評価に関する事項

⑴　評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標については、次のとおりとする。

＜施工体制評価点＞

評価区分	評価項目
施工体制の確保	①品質確保の実効性 ②施工体制確保の確実性

＜加算点＞

評価項目	評価指標
性能・機能	堤体（減勢工・導流壁含む）コンクリートの品質確保
	コンジットと既設堤体接合部の品質確保
環境の維持	周辺環境に対する影響低減対策
地域企業の活用	技術力向上などの地元貢献
地域材料の活用	指定資材の県内調達
建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の活用	建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の事業者登録
減点	不履行項目数

⑵　総合評価の方法

評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝技術評価点／入札価格（単位：億円）

＝（標準点（90 点）＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格（単位：億円）

施工体制評価点は、技術提案書作成要領に規定する評価基準により各入札参加者が得た得点に、３分の１を乗じて得た数値（小数点以下第４位四捨五入）とする

加算点は、上記⑴に対し、最大15点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、性能等の要求要件等については、技術提案書作成要領を参照のこと。

⑶　落札者の決定方法

ア　次の(ｱ)から(ｳ)までの要件に該当する入札参加者のうち、上記⑵の評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

⑺　入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

⑴　評価項目に対する技術提案が性能等の要求要件を満たしていること。

⑺　評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（性能等の要求要件を満たしている場合に与える点数（標準点））を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格（億円単位））で除した数値を下回っていないこと。

イ　調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ　申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、

入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としない。

エ　落札となるべき評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ　無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

9　技術提案書の記載内容の担保

⑴　受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された技術提案書の記載内容が履行されない場合は、実際の履行内容にもとづいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を契約金額から減額する。

また、工事成績評定点を減じるとともに、当該工事が完成し、引渡しが完了した日の翌年度７月から１年間、兵庫県が発注する総合評価落札方式を適用する全ての工事において、得点の合計から減点を行う。

⑵　現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された技術提案書の記載内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。なお、申し出た理由が、受注者の責によらないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。

⑶　悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第１項第４号の規定により、契約を解除する場合がある。

⑷　技術提案書等に虚偽の記載があった場合又は受注者の責によって、技術提案書の記載内容が履行できない評価項目数が多数に及ぶ場合は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする。

10　契約の締結

⑴　落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

⑵　工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の翌日から起算して７日以内（兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

⑶　落札決定後、議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日の前日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が２者となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮解約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

11　支払条件

支払条件は次のとおりとする。

⑴　年割支払　有

⑵　前金払　有

⑶　中間前金払　有

⑷　部分払　有

⑸　中間前金払と部分払の選択該当工事の別　有

12　下請負人の健康保険等加入義務等

⑴　受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

⑵　(1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア　受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

⑺　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別

の事情があると発注者が認める場合

(ｲ) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ　アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(ｱ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(ｲ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

(4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(ｱ)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(ｲ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の５に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

13　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア　本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第３項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ　下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第２項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア　調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ　なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの。）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格特別重点調査について」を参照のこと）。

ウ　追加資料の提出意思があり、かつ調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和７年６月30日（月）午後５時までに連絡するものとし、資料の提出は同年７月２日（水）午後５時までに行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ　調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、３(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（３(3)ア(ｲ)に掲げる施工経験を除く。）を満た

す技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

⑸　入札参加資格を取得していない者は、兵庫県土木部契約管理課宛て申請し、開札時までに取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

⑹　その他の構成員が配置する技術者についても、途中交代を２回まで認める試行工事とし、配置する技術者を変更する場合は、工事の継続性等を踏まえ、受注者から重複（引継）期間開始の原則、３か月以上前（発注者との協議により認められた場合はこの限りではない。）に文書による発議を行うこととし、発注者の同意が得られた場合に変更を認める。

また、受注者は、配置する予定技術者の職務分担、本支店等の支援体制に関する情報を文書により発注者に説明すること。

交代の条件として、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、当初配置する技術者と同等以上の者を配置するとともに、残工事の規模、難易度等に応じ一定期間（原則、１か月以上（発注者との協議により認められた場合はこの限りではない。））重複（引継）して工事現場に配置することとする。

⑺　詳細は入札説明書による。

⑻　問合せ先

上記４(2)に同じ。

⑼　入札結果については、落札決定後、兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課（財務担当）にて落札決定日の翌日までに公表する。また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス（アドレスhttps://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html）にて公表する。

⑽　落札者は、建設業法第20条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知を行う場合は契約管理課ホームページ（アドレスhttps://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/nyusatukeiyakutetu
duki.html）に掲載している様式を使用すること。

14　Summary for the Notice of General Competitive Tendering

⑴　Nature and quantity of the service to be required:

Upgrade of the Hikihara Dam on the Hikihara River (class A river), part of the Ibo River System

a.Dam body

Dam body raising: Concrete placement volume 2,890 m3

Energy dissipator and training wall construction: Concrete placement volume 30,946 m3

b.Flood spillway

Conduit gate: Dam body drilling 528 m3

Concrete filling 405 m3

c.Temporary works

Temporary facility: 1 set

Temporary work platform at the dam body: 1 set

⑵　Deadline for the submission of tender application forms: 17:00 May 16, 2025

⑶　Deadline for tender: 12:00 June 27, 2025

⑷　Contact:

General Affairs Office, Nishi-Harima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

2-25 Koto, Kamigori-cho,Ako-gun,Hyogo 678-1205

Tel (0791) 58-2108

入札公告

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和７年４月８日

契約担当者

兵庫県西播磨県民局長　城　下　隆　広

１　入札に付する事項

⑴　工事名

治水（引）第6129-0-003号

（一）揖保川水系引原川引原ダム　引原ダム放流設備製作据付工事（以下「本件工事」という。）

⑵　工事場所

宍粟市波賀町日ノ原

⑶　工事概要

工種　機械器具製作据付工事

数量　クレストゲート製作・据付　　2.0門

　　コンジットゲート製作・据付　1.0門

　　仮締切設備　　1.0式

⑷　工期（フレックス方式）

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。発注者が示した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。

なお、落札候補者は資格確認資料提出時に、様式１号により工期の始期日及び終期日を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：令和13年３月25日まで

（余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）

⑸　電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

⑹　落札方式

本件工事は、発注者が指定する項目に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）の適用工事である。

総合評価落札方式は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、契約内容に適合した履行の確実性を審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

なお、本件工事は、入札参加申込書と同時に技術提案書の提出を求める。

開札後、入札価格が低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。

⑺　週休２日制度の活用

本件工事は、原則週休２日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休２日制度」の対象工事である。

⑻　技術提案の受付

本件工事は、本契約締結後に施工方法等のＶＥ提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。

⑼　その他

ア　本件工事は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事」の対象工事である。

イ　本件工事は、ダム工事における配置技術者等の途中交代を認める試行工事である。

２　応募方法

単独企業による。

３　入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記６(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

⑴　資格要件

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ　建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ　兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が機械器具製作据付工事であること。

エ　建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和７年10月下旬予定・議決日以降）まであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ　兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）の機械器具製作据付工事における総合評定値が、1,100点以上であること。

なお、建設業法の規定による鋼構造物工事業に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)に、建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下「資格格付要領」という。）第４条の規定に基づく格付をする工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値を総合評定値とみなす。

カ　平成22年度以降に、以下の要件を全て満たす洪水調節を目的としたダム用ゲート設備（トンネル放水路・非常用洪水吐も含む。）工事を、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。ただし、乙型ＪＶの場合は出資比率を問わない。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。

(ｱ)　１門あたりの純径間長が２メートル以上のラジアルゲート設備を製作した工事

(ｲ)　１門あたりの純径間長が２メートル以上のラジアルゲート設備を据付した工事

ただし、(ｱ)(ｲ)は同一工事でなくてもよい。

ラジアルゲート設備とは、扉体・戸当たり・開閉装置の全てを対象とする。

キ　兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ　本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

コ　資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。

⑵　配置技術者の要件

ア　次に掲げる基準を全て満たし、かつ、建設業法の規定による鋼構造物工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、余裕期間制度活用工事において申込期限日に他の工事に従事している場合は、「余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領８(1)及び(2)」により取り扱うこととする。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者とすることができる。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に３か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ｱ) １級土木施工管理技士又は技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）若しくは総合技術監理部門（建設：鋼構造及びコンクリート）の資格を有すること。

(ｲ) 平成22年度以降に、洪水調節を目的とした１門あたりの純径間長が２メートル以上のラジアルゲート設備（トンネル放水路・非常用洪水吐も含む。）工事において、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。ただし、乙型ＪＶの場合は出資比率を問わない）として据付工事に従事した施工実績を有すること。

なお、施工実績は、ラジアルゲート設備の据付期間が１年未満の場合は1/2以上、１年以上の場合は６か月以上従事した期間を有すること。

ラジアルゲート設備とは、扉体・戸当たり・開閉装置の全てを対象とする。

ただし、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出る場合において、工場製作のみが行われる期間の配置予定技術者に求める施工実績は、ラジアルゲート設備の据付に代えて、ラジアルゲートの扉体の製作工事に従事した施工実績を有していればよい。

なお、施工実績は、ラジアルゲートの扉体の製作期間が１年未満の場合は 1/2 以上、１年以上の場合は６か月以上従事した期間を有すること。

イ　同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ　落札者は、契約工期中、提出した入札参加資格確認資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

契約工期中は死亡、傷病、出産、育児、介護、又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

ただし、本工事は工期が５年以上と多年に及ぶため、上記の場合に加え、配置技術者の途中交代を１回まで認める試行工事とする。

配置技術者を変更する場合は、工事の継続性等を踏まえ、受注者から重複（引継）期間開始の原則、３か月以上前（発注者との協議により認められた場合はこの限りではない。）に文書による発議を行うこととし、発注者の同意が得られた場合に変更を認める。

また、受注者は、配置予定技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を文書により発注者に説明すること。

交代の条件として、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件を満足した者を配置するとともに、残工事の規模、難易度等に応じ一定期間（原則、１か月以上（発注者との協議により認められた場合はこの限りではない。））重複（引継）して工事現場に配置することとする。

(3) 現場代理人の要件

ア　建設工事請負契約書第10条第１項第１号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に３か月以上の雇用関係）がある者であること。

イ　落札者は、契約工期中、提出した入札参加資格確認資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、余裕期間制度活用工事の場合は、余裕期間内に限り他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を現場代理人として届け出ることができる。

工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制

の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の現場代理人とすることができる。

⑷　技術提案書の提出に関する要件

入札参加申込時に、技術提案書を提出すること。また、その技術提案書が適正であること。

技術提案書の提出にあたっては、別に定める技術提案書作成要領により作成すること。

なお、技術提案書が不適と評価された者は、技術提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

⑸　追加資料の提出に関する要件

開札後、入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。追加資料の提出に当たっては、技術提案書作成要領により作成すること。

なお、入札価格が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の者は、追加資料の提出は不要とする。

4　契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記７(6)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

⑴　閲覧期間

令和７年４月８日（火）から同年６月25日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑵　閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）

〒678-1205　兵庫県赤穂郡上郡町光都２－25

兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課（財務担当）

電話番号　(0791)58-2108

5　入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに誓約書及び設計図書等の交付

⑴　交付期間

ア　入札説明書及び入札参加資格確認資料等

令和７年４月８日（火）から同年５月16日（金）まで

イ　誓約書及び設計図書（仕様書、図面等をいう。以下同じ。）等

令和７年４月８日（火）から同年６月25日（水）まで

⑵　交付方法

兵庫県のホームページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」(https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html)（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6　入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書、入札参加資格確認資料及び技術提案書を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

⑴　提出期間

令和７年４月８日（火）から同年５月16日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）

毎日午前９時から午後５時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後１時までを除く。）

⑵　提出方法

ア　入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ　入札参加の申込みに使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのＩＣカードの情報を兵庫県の電子入札シス

テムに登録したものとする。

ウ　入札参加資格確認資料及び技術提案書は、上記４(2)の場所に持参する。

７　入札手続等

⑴　入札期間

令和７年６月26日（木）から同月27日（金）まで

毎日午前９時から午後５時まで（６月27日（金）は正午まで。）

⑵　開札日時

令和７年６月30日（月）午後２時

⑶　入札方法等

ア　入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ　第１回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び適正と認められた技術提案書（技術提案型様式１号～５号）に係るファイルを、上記(1)の入札書受付締切日の正午までに電子入札システムを使用して送信すること。

⑷　追加資料の受付

ア　提出期間

令和７年７月１日（火）から同月２日（水）まで

毎日午前９時から午後５時まで

イ　提出方法

上記４(2)の場所に持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）すること。

工事名及び入札参加者名を記載して、追加資料在中と朱書した封筒に封入すること。

なお、詳細については技術提案書作成要領を参照のこと。

⑹　入札に関する条件

ア　入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ　所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ　電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ　入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる１件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ　入札に使用したＩＣカードが、入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ　第１回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び適正と認められた技術提案書を提出すること。

ク　再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(ｱ)　初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ｲ)　初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ　落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

⑺　無効とする入札

ア　本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ　開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ　入札参加申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。
エ　ＩＣカードを不正に使用した入札は無効とする。
オ　下記13(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。
カ　別紙、入札説明書11(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。
キ　資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者の行った入札は無効とする。
ク　総合評価に関する技術提案について、適正と認められた技術提案書に記載した内容と異なる技術提案をもってした入札は、無効とする。
ケ　入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思がないと申告した者の行った入札は、無効とする。
コ　入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告したにもかかわらず、期限内に追加資料の全部若しくは一部を提出しない者又は白紙で提出した者の行った入札は、無効とする。

８　総合評価に関する事項

⑴　評価項目及び評価指標

＜施工体制評価点＞

評価区分	評価項目
施工体制の確保	①品質確保の実効性 ②施工体制確保の確実性

＜加算点＞

評価項目	評価指標
品質管理	コンジットゲートの性能・機能に関する品質確保
	クレストゲートの性能・機能に関する品質確保
維持管理	施設の維持管理に関する提案
建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の活用	建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の事業者登録
減点	不履行項目数

⑵　総合評価の方法

評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝技術評価点／入札価格（単位：億円）

＝（標準点（90点）＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格（単位：億円）

施工体制評価点は、技術提案書作成要領に規定する評価基準により各入札参加者が得た得点に、３分の１を乗じて得た数値（小数点以下第４位四捨五入）とする。

加算点は、上記⑴に対し、最大８点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、性能等の要求要件等については、技術提案書作成要領を参照のこと。

⑶　落札者の決定方法

ア　次の(ｱ)から(ｳ)までの要件に該当する入札参加者のうち、上記⑵の評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると

認められるときは、その者を落札者としないことがある。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(ｲ) 評価項目に対する技術提案が性能等の要求要件を満たしていること。

(ｳ) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（性能等の要求要件を満たしている場合に与える点数（標準点））を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格（億円単位））で除した数値を下回っていないこと。

イ　調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ　申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としない。

エ　落札となるべき評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ　無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

9　技術提案書の記載内容の担保

(1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された技術提案書の記載内容が履行されない場合は、実際の履行内容にもとづいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を契約金額から減額する。

また、工事成績評定点を減じるとともに、当該工事が完成し、引渡しが完了した日の翌年度７月から１年間、兵庫県が発注する総合評価落札方式を適用する全ての工事において、得点の合計から減点を行う。

(2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された技術提案書の記載内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。なお、申し出た理由が、受注者の責によらないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。

(3) 悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第１項第４号の規定により、契約を解除する場合がある。

(4) 技術提案書等に虚偽の記載があった場合又は受注者の責によって、技術提案書の記載内容が履行できない評価項目数が多数に及ぶ場合は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする。

10　契約の締結

(1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(2) 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の翌日から起算して７日以内（兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

(3) 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者が会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこととなった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。

11　支払条件

支払条件は次のとおりとする。

(1) 年割支払　有

(2) 前金払　有

(3) 中間前金払　有

(4) 部分払　有

(5) 中間前金払と部分払の選択該当工事の別　有

12　下請負人の健康保険等加入義務等

⑴　受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

⑵　(1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア　受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(ｱ)　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(ｲ)　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ　アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(ｱ)　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(ｲ)　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

⑶　発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

⑷　受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(ｱ)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(ｲ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の５に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

13　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア　本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第３項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ　下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第２項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

⑶　(2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

⑷　調査基準価格を下回った場合の措置

ア　調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ　なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格特別重点調査について」を参照のこと）。

ウ　追加資料の提出意思があり、かつ調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和７年６月30日（月）午後５時までに連絡するものとし、資料の提出は同年７月２日（水）午後５時までに行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ　調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、３(2)アに定める監理技術者の要件と同一の要件（３(2)ア(ｲ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

⑸　入札参加資格を取得していない者は、兵庫県土木部契約管理課宛て申請し、開札時までに取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

⑹　詳細は入札説明書による。

⑺　問合せ先

上記４(2)に同じ。

⑻　入札結果については、落札決定後、兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課（財務担当）にて落札決定日の翌日までに公表する。また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス（アドレスhttps://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html）にて公表する。

⑼　落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知を行う場合は契約管理課ホームページ（アドレスhttps://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/nyusatukeiyakutetuduki.html）に掲載している様式を使用すること。

14　Summary for the Notice of General Competitive Tendering

⑴　Nature and quantity of the service to be required:

Construction work to manufacture and install the discharge facilities for Hikihara Dam on the Hikihara Dam of Hikihara River (class A river), part of the Ibo River System

Crest gate manufacturing and installation: 2 gate

Conduit gate manufacturing and installation: 1 gate

temporary cut-off facility: 1 set

⑵　Deadline for the submission of tender application forms :

17:00 May 16, 2025

⑶　Deadline for tenders :

12:00 June 27, 2025

⑷　Contact:

General Affairs Office, Nishi-Harima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

2-25 Koto, Kamigori-cho, Ako-gun, Hyogo 678-1205

Tel (0791) 58-2108

病　院　局　告　示

病院局告示第１号

平成24年兵庫県病院局告示第２号（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正する。

令和７年４月８日

兵庫県病院事業管理者　杉　村　和　朗

告示文中「株式会社ひょうご粒子線メディカルサポート」を削る。

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第２号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の２の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和７年４月８日

兵庫県収用委員会
会長　中　川　丈　久

１　起業者の名称
芦屋市

２　事業の種類
阪神間都市計画事業（芦屋国際文化住宅都市建設事業）
ＪＲ芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業

３　裁決手続の開始を決定した年月日
令和７年３月24日

（別紙）

裁決手続の開始を決定する土地								土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地目		公簿地積	実測地積	収用に係る面積	使用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		公簿	現況									
				㎡	㎡	㎡	㎡					
芦屋市業平町	4番5	宅地	宅地	51.12	51.12	51.12	―	株式会社千鳥屋宗家 代表取締役原田太七郎	尼崎市塚口町三丁目26番地の4	株式会社日本政策金融公庫 代表取締役田中一穂	東京都千代田区大手町一丁目9番4号 ただし、土地登記記録上の表示は、東京都千代田区大手町一丁目9番3号	根抵当権 [平成15年3月19日受付第6083号]
芦屋市業平町	4番6	宅地	宅地	85.21	85.21	85.21	―					

（注）収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる範囲並びに別添図面表示の①、④、⑥、⑤及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる範囲である。

地　　番	4番5、4番6
土地の所在	芦屋市業平町

実　測　平　面　図

求積表

地　番	芦屋市業平町4番5		
測　点	X	Y	辺　長
①F19	-140045.406	89139.222	15.85
④K50	-140060.392	89144.389	3.14
③F21	-140061.580	89141.481	16.76
②K28	-140045.734	89136.020	3.21
倍　面　積	102.247784		
合　計	51.1238920		
地　積	51.12　㎡		

地　番	芦屋市業平町4番6		
測　点	X	Y	辺　長
⑤F20	-140044.841	89145.035	14.17
⑥K51	-140058.244	89149.648	5.68
④K50	-140060.392	89144.389	15.85
①F19	-140045.406	89139.222	5.84
倍　面　積	170.428074		
合　計	85.2140370		
地　積	85.21　㎡		

合計地積　51.12㎡＋85.21㎡＝136.33㎡

（平成29年10月31日測量）
世界測地系　Ⅴ系（測量成果2011）

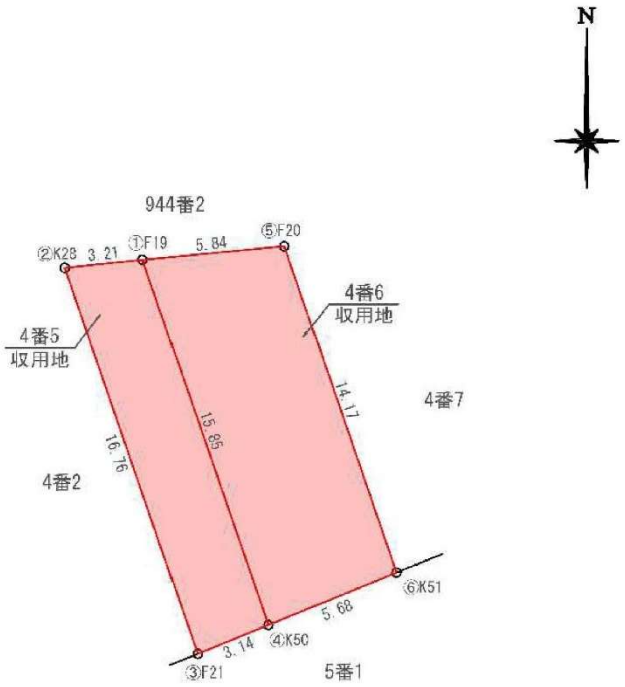

正　　誤

○令和７年３月25日付け（兵庫県公報第602号）
　兵庫県教育委員会告示第４号（一覧表の所有者（管理者）欄）中

（ページ）	（行）	（誤）	（正）
29	上から２	重要有形文化財	明石市